

事 務 連 絡

平成23年9月5日

各市町村児童福祉担当課長 殿

各 保 育 施 設 等 施 設 長 殿

こども未来課長

津波対策避難手順書の活用方法について

このことについては、平成23年3月25日に、東日本大震災の教訓を踏まえ、児童福祉担当者説明会での配布やメール送信さらには、機会あるごとに資料の提供を行うなど、早急な各保育施設等での取組の一助とするため、示しているものです。

しかしながら、現在、3連動地震に備え、さらには震源域の拡大が想定されることから津波の高さや浸水地域等の見直しが検討されているところです。

そのため、手順書においては、避難場所の例示として2階以上の堅固な建物の屋上への避難をモデルとして示しておりますが、今後、示される津波等の状況を踏まえ、当該施設の付近や想定される津波等の状況を踏まえ、移動する場所の高さ等の見直しを適宜行ってください。

津波対策避難手順書（１）

（参考例）

○ 事前確認事項

＜特に南海東南海地震防災対策推進地域内保育所必須＞

（１）地震発生時の津波発生情報の入手方法の確認

- ア 「すだちくんメール」等の登録
- イ 地震発生時対応用のテレビ・ラジオの配置

（２）避難場所の確認

- ア 自園の２階以上（屋上含む）での避難可能性の確認
- イ 高台にある場所の確認
- ウ 近隣の堅固な２階建て以上の建物の確認

（３）避難場所への移動方法の確認

- ア 自園の屋上階に移動する場合のカギの開閉確認、転落防止手すり等の確認
- イ 高台・近隣施設への移動時間の確認
- ウ 移動中の河川・水路等の有無の確認

（４）保護者への情報発信方法の確認

- ア 保護者への一斉メール発信者及び発信内容ひな形の確認
- イ その他の保護者への連絡方法の確認

（５）避難にあたっての役割分担の確認

- ア 避難時の保育士の配置
- イ 緊急避難時の保護者への緊急避難先（方法）の周知確認

（６）避難方法の児童への周知（理解）

- ア 集団活動の一環として取り入れること
- イ お話しの時間で、避難方法について組み入れること

すだちくんメール

県庁ホームページから、すだちくんメールと検索し、ユーザーサポートから「すだちくんメール登録マニュアル（１０月版）」で入力方法手順書を入手できます。

津波対策避難手順書（２）

（参考例）

○ 避難時留意事項

- 避難にあたっては、集団の連絡がとれるよう携帯電話等の連絡手段を確保しておくこと。
- 避難を開始する前に、避難する職員数、児童数を確認すること。
- 移動時には、児童の集団の前，（中），後に職員を配置し，児童の行動を確認すること。
- 移動は速やかに実施すること。
＜児童は手をつなぐなど、はぐれないようにすること＞
- 移動時には、浸水箇所、崩壊箇所を避け、危険箇所を発見した場合は、無理せず保育所へ引き返し、救助を待つこと
- 保護者に「避難を実施した旨、連絡した場合」において、その後、避難を中止した場合には、『避難を中止し、（ ）で待機している。』と保護者に必ず連絡すること。
- 避難完了時、避難した職員数・児童数を確認すること
＜避難開始前の職員数・児童数と整合すること＞
- 総括責任者に状況を報告すること
- 救助者から問い合わせ時には、職員数・児童数・けが人の有無の状況を報告すること。

津波避難先の目安

- (1) 浸水深 0 ~ 2 m 未満
津波に耐える堅固な建物で床面が、
想定浸水深さ以上の場所に避難すること。
- (2) 浸水深 2 m 以上
津波に耐える堅固な建物で想定浸水深さに
相当する階に 2 を加えた階に避難すること。

(例： 2 階までに浸水する場合は、
4 階または 3 階建の屋上に避難すること)
- (3) 津波発生時には屋外にはでないこと。
堅固な建物又は浸水しない高台に避難

津波は、十センチメートルでも、
人の身体を流してしまふことがあることを
周知・認識すること。